

～ 平成 15 年 4 月の主な法改正 ～

1. 健康保険の自己負担割合が引き上げられます！

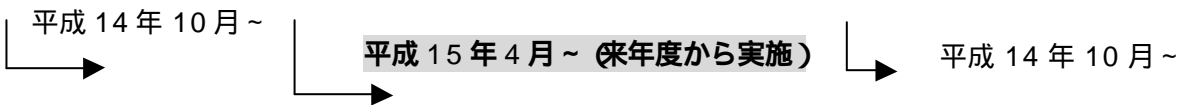
サラリーマンの医療費の健康保険の窓口負担が来年度（平成 15 年 4 月）から本人は入院・外来ともに **3 割負担**（現行 2 割負担）に、**家族の外来・入院が 3 割負担**（現行入院は 2 割負担）に引き上げられます。ただし、平成 14 年 10 月～ 3 歳未満の乳幼児の医療費窓口負担は現行の 3 割負担から **2 割負担**へ引き下げられます。

【自己負担割合】

0 歳～ 3 歳まで 3 歳～

69 歳まで 70 歳～

3 割	2 割	本人・家族ともに	外来・入院 3 割	窓口負担が原則 1 割 一定所得者は 2 割に
-----	-----	----------	-----------	----------------------------



2. 健康保険 厚生年金保険の保険料算定に総報酬制が導入されます！

来年度（平成 15 年 4 月）より月収とボーナスに同率の保険料がかかる「総報酬制」に変わります。

～ **健康保険** ～ *（政府管掌健保は労使折半負担）

ボーナス支給月以外の月

標準報酬月額（上限：980 千円）×保険料率（8.2%） 現行 8.5% = 保険料
標準報酬月額...年 1 回（4～6 月*来年度より変更）給与額の平均により見直しされています。

ボーナス支給月の月（+）

給与について

標準報酬月額（上限：980 千円）×保険料率（8.2%） 現行 8.5% = 保険料

ボーナスについて

標準賞与額（上限：200 万円）×保険料率（8.2%） 現行 1% = 保険料

ただし、現行の 1%のうち 0.2%は国庫負担

標準賞与額...賞与の 1,000 円未満端数切り捨てた額

政府管掌健保の場合は、現在のところ賞与には介護保険料はかかりません。

～ **厚生年金保険** ～ *（政府管掌健保は労使折半負担）

ボーナス支給月以外の月

標準報酬月額（上限：620 千円）×保険料率（13.58%） 現行 17.35% = 保険料
標準報酬月額...年 1 回（4～6 月*来年度より変更）給与額の平均により見直しされています。

ボーナス支給月の月（+）

給与について

標準報酬月額（上限：620 千円）×保険料率（13.58%） 現行 17.35% = 保険料

ボーナスについて

標準賞与額（上限：150万円）×保険料率（13.58%） 現行1% = 保険料
 標準賞与額...賞与の1,000円未満端数切り捨てた額

Q. 実際に総報酬制の導入により会社負担は、どれくらい増加するのでしょうか...?

総報酬制導入後は、月例給与からの保険料額については、保険料率が下がることで負担減になります。しかし、賞与については、どうでしょうか？

来年度（平成15年4月）以降に支給される賞与からの特別保険料は、

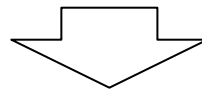
健康保険料率は、現行0.5%から4.1%（8.2%を労使折半）

厚生年金保険料については、現行0.5%から6.79%（13.58%を労使折半）
に引き上げになります。

月額給与が30万円の方を例にとって、実際に会社負担がどう変わるのか見てみます。

～平成14年度まで～

等級	18	18	18
賞与額の支給カ月(年間)	2カ月	2.5カ月	3カ月
賞与額(年間)	600,000	750,000	900,000
健康保険料/月額...	12,750	12,750	12,750
厚生年金保険/月額...	26,025	26,025	26,025
年間保険料(+ ×12カ月)...	465,300	465,300	465,300
健康保険/賞与支払時...	3,000	3,750	4,500
厚生年金保険/賞与支払時...	3,000	3,750	4,500
年間保険料(+ +)	471,300	472,800	474,300



～平成15年度より(総報酬制導入後)～

等級	18	18	18
賞与額の支給カ月(年間)	2カ月	2.5カ月	3カ月
賞与額(年間)	600,000	750,000	900,000
健康保険料/月額...	12,300	12,300	12,300
厚生年金保険/月額...	20,370	20,370	20,370
年間保険料(+ ×12カ月)...	392,040	392,040	392,040
健康保険/賞与支払時...	24,600	30,750	36,900
厚生年金保険/賞与支払時...	40,740	50,925	61,110
年間保険料(+ +)	457,380	473,715	490,050

従来計算と総報酬制導入後との差額	-13,920	915	15,750
------------------	---------	-----	--------

上表の結果を見ると、年間の賞与が月例給与の2カ月分である場合には、会社負担の保険料は、総報酬制導入後の方が減額になります。ただし、年間で月例給与の約2.5カ月分以上の賞与が支給される場合には、やはり増額になることがわかります。

3.任意継続被保険者の被保険者期間が一律最長2年になります。

従来は、特例として55歳以上で退職した方は、60歳まで最長5年間、任意継続被保険者として加入できることになっていました。この特例が平成15年3月31日で廃止されます。ただし、平成15年3月31日までに任意継続被保険者の資格を取得している方は従前のおおりの取扱となります。

4.資格喪失後の継続給付の廃止

資格喪失後の継続給付が廃止され、有効期限は最長平成15年3月31日までとなります。